

## 緊急事態宣言の解除に伴う対応についてのお知らせ

緊急事態宣言の解除に伴い、令和3年3月22日より通常業務と致します。  
なお、下記においては引き続き実施します。

### 記

1. 極力、社外の方との協議等を控え、アポイントのない来訪者に関しては、入室を遠慮して頂き玄関先での対応をとる事。

2. 外出から戻った場合には、手洗い・うがい等を徹底しウイルスの感染予防に努める事。

※社員本人及び関係者に感染症状（発熱等）が発覚した場合には、直ちに出社を停止し自宅待機とする。

以上

令和3年3月22日(月)

株式会社 光エンジニアリング  
代表取締役社長 星野 達